

5条届出チェックリスト

(市街化区域内農地を権利の移転設定等 (売買・借地権) が伴い転用する場合)

※確認事項にチェックをしてください。なお、「確認します」の項目は、書類受付時に確認の時間をおきます。また、「確認できます」の項目について、確認が必要な際には、チェック欄に○印を記入してください。併せて、確認します。

ご連絡先 : 氏名 _____ 電話番号 _____

チ エ ツ ク 項 目	チェック
提出書類はそろっていますか？ 届出書 3通（記載事項を確認します） 土地登記簿謄本→さいたま地方法務局志木出張所（登記官の公印入りで原本） 公団の写し→さいたま地方法務局志木出張所 案内図（手書きでも結構です）	
土地所有者ご本人でいらっしゃいますか？ ＊代理人の場合（譲受人も）は、委任状を提出してください。	
市街化区域ですか？（志木市都市計画図で確認できます） ＊市街化調整区域の場合、許可申請になります。	
生産緑地の指定はされていませんか？指定されているかどうか確認してください。 生産緑地は転用できません。解除手続が必要です。→都市計画課	
農地の納税猶予を受けていませんか？ ＊納税猶予を受けている場合、特例農地等の明細書の一筆ごとについて20%を超える転用を行うと、特定転用として税務署長の承認を受けた場合以外は、納税猶予を受けていた税額の全部又は一部を納付しなければなりません。→朝霞税務署	
所有権以外の権利が生じていませんか？（土地登記簿謄本で確認します） ＊所有権以外の権利が生じている場合、権利者の同意書が必要です。	
農地の賃貸借を行っていませんか？ ＊農地の賃貸借を行っている場合、解約の届出が必要です。→産業観光課	
事前協議の必要はありませんか？（下記の場合は事前協議が必要です） 500m ² 以上の開発・高さ10メートル以上または地上3階以上の建築物・延床面積300m ² 以上の倉庫等→建築開発課	
500m ² 以上の開発で盛土を伴うもの→ 産業観光課	
道路後退に該当しませんか？ ＊道路後退に該当する場合、道路用地として買収等の手続が必要です。→道路課	
埋蔵文化財包蔵地に該当しませんか？（志木市遺跡分布図で確認します） ＊埋蔵文化財包蔵地では、事前に発掘調査等が必要な場合があります。→生涯学習課	

受理通知書は、受付から7日後（休日の場合は、その翌日）に交付いたします。農業委員会事務局までお越しください。